

## 検討課題3 公的一般大学資金の他の資金源からの分離

### 1 課題内容

フラスカティ・マニュアルにおける勧告及び平成24年1月の統計委員会答申における指摘を踏まえ、公的一般大学資金（以下「GUF」という。※）を個別に把握することについて検討する。

※マニュアルでは、「中央政府、地方政府から高等教育機関に対して、研究教育活動全体（授業、研究開発、運営、健康管理等）を支援する目的で支払われる援助金」と定義している。

### 2 前回指摘事項

#### ① 大学の実態把握

- ・大学の総支出金額に占める「教育」と「研究」の割合などで按分してGUFを算出する方法（以下「按分方式」という。）でGUFを把握しても、その数値に意味がないのではないかと。「研究」分を直接記入できるか否かも含め、実態を把握したほうがよい。
- ・GUFの把握については、総支出金額から自己収入や公的機関、企業などからの受入額を差し引くことで、GUFに相当する金額を残差として把握する方法（以下「残差方式」という。）考えられるのではないかと。

#### ② ヨーロッパではどのように把握しているか

### 3 ヒアリング結果等

#### ① 大学の実態把握

直接的な方法及び間接的な方法を含めたGUFの把握について大学等にヒアリングを行った。ヒアリングの結果、「記入可能」及び「負担になるが記入可能」と「困難・不可能」がほぼ同じ割合となった。

ただし、可能と答えた大学でも、「教育」と「研究」を明確に分けて管理している大学は極一部であり、多くは「数値の正確性や「研究」分の切り出しに不安を抱えている」との意見が出されている。

また、間接的な把握方法である残差方式については、「現実的な算出方法ではあるが、精緻な値が得られるかは不明」との意見が出されており、按分方式についても、同様の意見が出されている。

GUFの把握に関するヒアリング結果

	記入可能	負担になるが 記入可能	困難・不可能	大学等数
国立	2	4	8	14
公立	1	1	1	3
私立	2	2	3	7
計	5	7	12	24
	20.8%	29.2%	50.0%	

[主な意見]

- ・物件費は把握しているが、人件費は本部で一括管理している。本部からの情報提供があれば記入できると思うが、負担が増大する。
- ・「研究に用いた分」の定義と按分方法を明確にする必要がある。負担は極めて大きい。
- ・どのようにして研究に使用した分だけを取り出すかが課題。実績ベースで按分するしかないと思う。
- ・残差方式が現実的と思うが精緻な値が得られるかは不明。やってやれないことはないと思うが、算出方法の検討が必要。
- ・按分方式ならできると思うが精緻な数字がとれるか不明。
- ・運営費交付金は繰越が可能であるので、その点を考慮する必要がある。

②ヨーロッパにおける把握方法

GUFに関するデータはR&D調査からは得られておらず、行政記録等をもとに推計しているケースが見受けられる（資金拠出主体からのデータ提供）。

（参考）

イギリス：資金拠出主体からのデータ提供により把握。

フランス：複数の他調査（大学のリソース調査等）から得られたデータ（予算額等）をもとに推計。

ドイツ：他調査（高等教育部門全体に関する調査）から得られたデータをもとに推計。

#### 4 ヒアリング結果等を踏まえた検討

① 直接的な把握方法

ヒアリングでは、「記入可能」及び「負担になるが記入可能」と「困難・不可能」がほぼ同じ割合であったこと、可能と答えた大学でも、「教育」と「研究」を明確に区分して管理している大学は極一部であることから、現状においては、GUFを直接把握することは困難。

② 間接的な把握方法

残差方式及び按分方式ともに、精度を高めるには大学本部からの情報提供が不可欠であり、精度が十分担保されるか更なる検証が必要。

また、残差方式では、受入時点と支出時点で年度を跨いだタイムラグがあった場合、受入金と支出金の目的別の明確な対応付けが難しくなることから、単年度としての記入が困難。

③ 記入負担

記入負担が大幅に増大することから、記入精度を確保するとともに、記入負担の軽減に資する調査方法（把握方法）の検討が必要。

④ 諸外国における把握方法

ヨーロッパでは、R&Dに係る統計調査から直接把握するのではなく、行政記録等をベースに推計。

## 5 事務局案

ヒアリング結果等を踏まえると、現状においては、回答を得ることが難しいことから、直接的な把握は困難であり、間接的な把握についても、数値の正確性の担保が難しいことから、大学本部からの情報提供による精度向上について実態把握を行うとともに、調査方法に関する更なる検討が必要となることから、平成 26 年調査で G U F の個別把握に関する調査項目を採用することは、極めて困難と考える。

今後は、引き続き実態把握を行うとともに、ヨーロッパにおける把握方法も参考にし、行政記録情報の活用の可能性も含めて、継続検討することとしたい。